



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	トクヴィルとスイス (一)
Author(s)	小川, 晃一; OGAWA, Koichi
Citation	北大法学論集, 39(5-6下), 555-592
Issue Date	1989-10-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16665
Type	departmental bulletin paper
File Information	39(5-6)2_p555-592.pdf



トクヴィルとスイス（一）

小川 晃 一

—

トクヴィルは外国旅行が好きで、旅を厭わなかったように思われる。アメリカ旅行は別としても、イギリスには一八三〇年代二度行ったし、二度目にはアイルランドにも足をのばした¹。一八三六年には夏二カ月ほど、七月半ばから九月半ばまで前年結婚した妻とスイス旅行をした。スイス旅行も初めてではなかった。『デモクラシー』を書く前、ポーモンと『合衆国における刑罰制度及びそのフランスへの適用』（一八三三年）を公けにすると、その準備のため、ジュネー

ヴヤローザンヌへ行き、その監獄制度を見聞した⁽²⁾。今回のスイス旅行は妻を連れて遊山の旅のつもりであった⁽³⁾。

スイス旅行当時のトクヴィルは若く(三一歳)最も幸福な時であつたろう⁽⁴⁾。この年母を失つたが、前年秋イギリス人モートレイ嬢と結婚した⁽⁵⁾。前年早々出版した『アメリカにおけるデモクラシー』(第一巻)は非常な評判となり、スイス旅行の直前、フランス・アカデミーの推挙によりマントノン賞が授与され、異例の八〇〇〇フランの賞金が与えられることになつた。同じ頃皇太子オルレアン公の婚礼式の折、レジョン・ドヌール賞が授けられ、宮殿内のパーテイに招待された。以前親友のポーモンとともに公けにした監獄制度に関する著書も二版目が出版された。『アメリカにおけるデモクラシー』を絶賛し「モンテスキュー以来たえて現われなかつたもの」とした著名なロワイエ・コラールとの交際も始まつた。前年イギリスを訪れた時には、著書で有名になつた彼は、前回のイギリス旅行の時のように「ロンドンの群衆と雑踏に埋もれる」必要がなく、堂々とイギリスの大政治家たちと会うことができた。J・S・ミルははじめすぐれた思想家とも知己をえ、長年に互る交友を始めることができた。やがてまもなく議員に立候補することを考え始め、そのための選挙の準備をしなければならなくなるが、そのための苦勞もまだ始まらず、また国会議員になつてから権力関係の中で経験する苦汁もまだなめていない。『デモクラシー』の続編(第二巻)を執筆しつつあり、そのため「生みの苦しみに味わいつつあつたが⁽⁶⁾」。

「遊山の旅とはいえ、彼のことであるから、本を手離すことはなかつた。もつてゆく本も「念をいれて」選んだが⁽⁷⁾、それは『デモクラシー』続編の執筆に直接関係するものではなかつたろう。それはマキアヴェリの『君主論』と『フィレンツェ史』、ボシユエの『プロテスタント教会の多様性と歴史』、それにプラトン全集の一部であつた。これらの本を彼はスイス滞在中実際に読んだに違いない。少くともマキアヴェリのもの二つと、プラトンの『国家論』の一部は読んだであろう。友人への手紙⁽⁸⁾の中で彼は、道徳や宗教を無視するマキアヴェリに対し批判的な意見を述べているし、またプ

ラトンの思想と比べながら、現代社会の「律義な物質主義」についてかなり詳細に論じている。⁽⁹⁾この「律義な物質主義」の観念はやがて『デモクラシー』続編の中で展開されるのである。しかしスイス滞在中は『デモクラシー』の執筆に本腰をいれてはいなかったように思われる。⁽¹⁰⁾むしろ彼の関心はスイス政治であつたろう。それも、——当時のフランスの対スイス政策の在り方には強い批判をもち、⁽¹¹⁾この批判の中に彼の政治観が現われており、本稿ではそれも扱うが、——スイス政治そのものについてであり、彼はスイス滞在中極めて興味あるそのノートを書いている。⁽¹²⁾本稿ではこのノートを中心に彼のスイス政治観を明かにしたい。

一八三六年初夏トクヴィルは妻とともに次兄のボジイの館に行き、ここに二カ月近く滞在した後、七月七日パリをたち、妻を伴つてスイスに向つた。⁽¹³⁾メッス、ストラスブルを経てスイスに入る道をとる。夫婦とも健康であつた。⁽¹⁴⁾メッスには、父がモゼール県の知事のとき住み、このリセで三年間学んだ思い出があつた。リセ当時の親友で終生の友となるストツフェルがここに住んで官吏もしていた。ここにしばらく滞在し、⁽¹⁵⁾ストラスブルに向う。ストラスブルは七月一七日に立ち、バーゼルに向う。まだ汽車は走っていない。⁽¹⁶⁾が、予定通りであつたら、当日一七日にバーゼルにいたはずである。⁽¹⁷⁾その後、予定では二五日にベルンに着くことになつていたが、⁽¹⁸⁾この間一週間ほどのように旅したかはわからない(バーゼルとベルンとはそれほど遠くない)。予定通りベルンに着いたかどうかわからないが、二七日にはベルンにいたであろう。当日付でベルンから手紙を書いているからである。⁽¹⁹⁾ここで夫妻はスイス駐在のフランス大使モンテペロ公から「考えられる限り最大のいんぎんさ」をもつて歓迎された。「彼はエスプリをもつた人であるが、彼の考へにはいささかも心をひかれるものがない」といつている。⁽²⁰⁾大使は、スイスに亡命した諸国からの政治的亡命者の追放のため活発に動き、本国政府と連絡をとりながらスイス政府に圧力をかけ、追放を迫つており、当時まさにフランスと

スイスの関係は緊張の極に達しようとしていた。大使は著作で有名になった旧貴族の彼に賛同をえたかったのであろう。しかしのち（第四節）でさらに明らかになるように、トクヴィルは「彼の考えにいささかも心をひかれるものはなかった」であろう。ここで妻の持病が再発し、この病には有名なアールガウの温泉がよいとすすめられ、八月初めの頃妻をバーデンに連れてゆく。五日にはバーデンからケルゴレ宛に手紙を書いている。ここで妻をしばらく療養させることにした。当時のバーデンの様子を彼はこう描いている。⁽²²⁾

非常に深い渓谷の上に三、四軒の宿があり、ここに湯治客が滞在しております。底の方には石の上にすさまじい音をたてて水が落ちている瀧があり、その瀧には、導管の蛇口からほとばしりでる熱湯の小川があらちから流れ込んでおります。なま暖かく硫黄のかおる空気があたりを包んでおります。

八月半ばにはベルンに戻った。これでトクヴィルはスイスの平地部を一通りみたことになり、スイスの社会や政治についてのノートを書く。スイスに入ってから約一カ月経つたときである。

カントンはあるが、スイスといものはない。小さい国、富豪もいないが、極貧民もない。おだやかな風俗で、緩慢な性格。近隣諸国でこれを攻撃しようという国もないし、カントン間で他を攻撃しようとしているものもない。中心的な一つの政府の欠除がまんしていられる理由のすべて。……制度・習慣・風習は自由。⁽²³⁾

国民性は概して平和的であり、習慣はおだやかで、想像力は鈍く、諸条件は平等に近い。したがって内部から政治的革命が起る要因はないというのである。ノートには八月一七日、一八日、一九日、二〇日の日付が入っており、一八日のものはかなり長く重要である。⁽²⁴⁾ これらにはスイス政治についての見解がしばしば比較政治論的に展開されている。時あたかも、列強から支持をうけたフランスがスイス政府に対し、亡命者の追放を求め、各邦にこれを確実に実行せしめる有効な手段をとるよう、《最後通謀》をもって迫り、そのためスイス中がわきかえり、フランスやフランス大使に対する

反撥が激化している時であつた。八月中旬は、同盟会議（以下会議と略す）で妥協的な決議がなされ（二一日）、国中がわきかえつていたが——フランス大使の《予想に反して》——各邦はこの会議決議を次々と批准を行つていた時である。⁽²⁵⁾

八月下旬には妻のいるバーデンに戻り（二五日）ここからロワイエ・コラル宛の手紙を書いている、二六日にはそれほど遠くないチューリッヒを訪れ、市長のヘス氏に会つた。ヘス氏は自由党の領袖であり、以前（一八三三年）には同盟会議の議長をしたことがある。彼からはとくにスイスの産業について話しをきいたであらう。スイスでも産業は生れつつある。イギリス的な大工業もあるが、アペンツェルやチューリッヒには小さい農村工業が多い。こうした工業もイギリスやフランスの産業に負けないで渡り合つてゐる。その理由はといへば、「邦の住民が全く課税をされず、極めてつましい経済的な習慣をもち、ごく少い収入で満足しえ、こういう家内工業を営む者には、日に五、六スーもあれば十分だ」というのである。スイス人は勤勉であり、またごく低収入に満足して働き、これが英仏の企業にわたり合つてゆける理由であるといふのである。

すぐバーデンにとつてかえし、何日か泊つた後、温泉につかつてもいやされたとはいえない妻をつれて、二日バーデンをたち、同日ルツェルンに着いた。⁽²⁶⁾ここに二、三日滞在し、インタラーケンに向う。五日にはここにいた。⁽²⁷⁾グリーンデルヴァルトやユングフラウを見に行つたに違いない。三日後のおそらく八日ジュネーブに着き、⁽²⁸⁾そこに三日間ほど滞在して、それからパリに立つことにした。パリに着いたのは一六日から一八日の間のはずである。

妻とのスイス旅行について、旅行から帰つた後、彼は親友のケルゴレに心のこもつた手紙を書いている。⁽²⁹⁾妻は肉体的に疲れたし、持病にもよくなかつたようだが、旅行は、結婚して一年の二人に、互を——「魂の奥底まで」——知り、

信頼感を深める機会となった。旅でよくあるように、自分も「旅では普通以上に気持のむらがあり、いらいら当る。よく、しかも殆ど常に私の方がまちがっているのに、妻にあたつた」が、彼女に——彼女の方が一〇歳近く年も上であつたが——「こういう場合盡きせぬやさしさと寛容さの泉がみられた」のであつた。「心の底から」——反対をおしきつて——彼女と結婚してよかつたと思つてつくづく思うと。

トクヴィルはスイス社会・政治についてあまり知識をもっていなかつた。彼自身スイス旅行について「哲学者としてよりは《人のよい》アマチュアとして旅し」ようと、スイスに来てから一〇日ほどたつて友人にあてた手紙の中でいっている。⁽³²⁾それは会話や新聞からできるだけ情報や知識をうるためでもあつたろう。実際彼は主に新聞や会話からスイスのことを知つたに違いない。人々と会つた時には教えてもらおうという態度であつた。「たまたま新聞を読んだり、分別ある会話をしたりした時は、私は人が教えてくれるものを理解しようとした。⁽³³⁾」スイスは連邦制であり、この点からすればアメリカ合衆国と似ており、それを十分に批判的に観察しうるし、スイス・デモクラシーも同じように比較政治学的にみうると、自負しているのを見ると、⁽³⁴⁾《無知》は情報をうるための《方法的》なものでもあつたろう。アメリカでの滞在はむろんのこと、イギリスやアイルランドを旅行し、そこでの観察をノートにしており、こうした経験から、外国に行つてその国の社会や政治について知ろうとすると、どのようにしたらよいか、そのやり方に自信をもつていたに違いない。スイスから帰つてほどなく、ドイツ旅行に出かけようとしている親友のケルゴレにこうアドバイスしている。⁽³⁵⁾

君が旅行する際心得ておくべきようなだいたいの事を申しませう。重要なことは、できるだけ多くの人たちと会い、人々が最もよく知つている事がらについて短い時間にできるだけ多くのことを話してくれるよう、自然にそう（した雰囲氣に）誘ひこむことです。これを思い出して下さい。このためには、人々がお互にできる限り多くの事がらについて話し合うようにさせるの

がよいのです。こうした情報は貴重です。が、公けの場でそれをそのまま使うべきものとはされませんでしょうし、それをそのままとるのは稚拙なことです。あなたの名や推せん状はあなたを上層階級の人々の中に十分に入り込ませることになるでしょう。したがって、あなたは中産階級の人たちや文筆家たちの中に入り込むよう努力すべきです。私、また君にすすめたいのですが、習熟した旅行者にあつては、どの人々の味方もせず、どんな人の意見もきく、ということですよ。あなたは外国人であり、プロイセンで起る事がついて何ら意見をもつ必要がないのです。ですから、話す相手が自分の考えをできるだけ展開してみせるようにもつてゆくのがよいのです。特にくれぐれもいつておきたいのは、思うままに振舞つてはいけません。あなたはフランスでしばしば度を過ぎることがあります。……

スイスはフランスにおける七月革命の影響をうけつつ、自由主義的、ナシヨナリスティックな改革を進めていた。革命の結果生れたフランス政府はこの動きを直接援助せず、《不介入》の態度をとつた。静かに見守つていればよかつたといいかえてもよい。⁽³⁶⁾ こうして改革は進んだとはいえ、各邦の独立性が強いスイスでは、保守的な邦がいくつもある以上、同盟協約——各邦間の同盟によつて一八一五年につくられた一種のスイス憲法——の改正には失敗し、改革を進めた邦の方が依然大きな力をもつてはいたが、スイス内外で改革に対する反動が起りつつあつた。トクヴィルがスイス旅行をしたときはこうした時期にあたる。いうまでもなく隣国オーストリアのメッテルニヒは保守的な国際体制を維持しようとしており、スイスにそれほど強引な直接的介入はしなかつたが、多かれ少かれ反動のための介入を行つていた。彼が余りに強引な介入を控えたのはフランスが頭にあつたからでもあつたが、当のフランスが——国王ルイ・フィリップはじめ——七月革命直後の自由主義的な態度を変え、反動的な道筋をとり始め、スイスに対しては、自由主義的改革を見守るといふ不介入の態度を捨て、《秩序》のための介入という方向をとり始めていたからでもあつた。⁽³⁷⁾ フランス政府、とりわけティエールは国際的な保守化の波の中で旗を振り、これによつて何よりもフランスの栄光をとりもどそうとしたのであろう。モンテペロはこの旗振り役の手先であり、本国政府とりわけティエール(首相)から、時に抑制はうけ

ても、支持されていた。当時スイス人にかくまわれている政治的亡命者（とりわけマツチーニたち）の追放はとりわけ、国際関係の中で尖锐な問題となりつつあった。スイスを根拠に、亡命者が本国での蜂起を策したり、また蜂起に敗れてスイスに戻ってきた人たちがスイスの各所でかくまわれたりしており、そのため諸外国から追放への圧力が強まっていた。この事態に面し、スイス《政府》は各邦に通達を出し（六月二三日）、³⁸政治的亡命者に避難所を与えるということがスイス人の伝統的な在り方であるとしても、それには一定の限界があり、現在の亡命者の保護にはその限界をこえるものがある、彼らは追放されねばならないとした。中央からのこうした通達も必ずしも各邦ではまもられない。各邦は極めて独立的な権力をもっているからである。こうして強硬なノートがフランス政府からスイス政府に渡される。モンテペロがそれを渡したのは七月一八日であり、トクヴィルがまさにスイスに入ったときであつた。同盟会議はつきつづけた——全く予期しなかつた——ノートを深刻にうけとめ、それに回答すべく直ちに討議を始め、検討委員会を設けて検討せしめた。ところが、モンテペロからの報告により、事態が進展すまいとみたティエールは、³⁹個人的で内密のものであるが《最後通謀》ともいふべき書簡をモンテペロに送り、八月六日それをスイス政府に知らしめる。そこでは、事態が進まないときには、スイスの政治的・経済的封鎖に着手するため、その準備をしており、これにはオーストリアはじめ、ドイツの国々も加わるだろうとされていた。《最後通謀》には、関係検討委員とのフランス大使の会談の申込みがあつたが、スイスの側は、既に検討がすすんでいるとして会談を拒否する。この《最後通謀》には、スイス人は前のフランスからのノート以上に反撥し、各所で激しい運動がもり上つた。ほどなく（八月一〇日）同盟会議は、政治的亡命者追放のための厳格な実行案を決定する。実行が実効的であるよう、同盟政府により大きな権限が与えられた。この会議の決定は各邦によって批准されねばならない。各地での激しい運動のため、批准は危ぶまれた。ところがスイス人は意外と冷静で、八月半ば各邦で批准は次々と進み、またたく間に会議決議を有効ならしめる数に達したのである。

トクヴィルがスイス政治に関する上掲のノートを書いたのはこの批准の最中であつた。やがて八月末会議は、痛烈な批判をこめて、フランス政府からのノートに対する回答⁽⁴⁰⁾を決定し、これをモンテペロに渡す。これをみても大国の横暴がわかる。こうして七月革命以来数年間続いたスイスとフランスの友好関係は崩れてしまう。この一連の動きがまさにトクヴィルがスイス滞在中に起つたのである。

スイス政治の動きは、トクヴィルがスイス政治をとらえる絶好の機会になつたに違いない。彼がスイス政治についてかなりまとまつた上掲ノートを書いて、それを論じたのもこうした機会をもつたからであらう。この機会に彼がスイス政治について抱いた関心は三つにまとめうると思われる。一つは、スイスにおける自由主義的な制度、一つは、その連邦制、また一つは、国際政治におけるスイスの在り方である⁽⁴¹⁾。以下これらを節に分けて順次検討しよう。

二

一八三〇年七月、革命の《震源地》パリで革命が起り、ヨーロッパ中に大きな影響を及ぼした。実際に蜂起があつた国もある。一つはベルギー、もう一つはポーランドであり、前者は成功し、後者は失敗した。スイスにおいても、革命こそ起らなかつたが、以前からあつた改革の動きは鼓舞され、政治的・私的な権利の実現や、アメリカをモデルとする代議制民主主義と連邦制国家を旨とする自由主義的改革が日の目をみる⁽⁴²⁾。いくつかの邦では憲法の改正が試みられ、その承認のために住民投票が行われた。大きな邦三つ、ルツェルン(一八三二年一月)、チューリッヒ(同三月)、ベルン(同七月)何れにおいても新憲法がつくられ、それ以外にも既に民主的な諸制度をもつ邦があり、改革を進めなかつた邦は三つにすぎない⁽⁴³⁾。各邦で成立した新憲法に共通するのは、重要なものをあげれば、第一に、主権が各邦住民にあること

が明記され、憲法改正が住民投票によるべきこと、及び議会の選挙は直接選挙によるべきこととされたこと、第二に、執行部に対する議会の権限が強化されたこと、第三に、表現・結社、移転や居住の自由、営業の自由など、個人的自由が大幅に認められたこと、等である。チューリッヒ、ベルン、その他で、住民投票やイニシアティブの制度が憲法中に規定され、例えばチューリッヒでは、憲法改正で、法律の制定・改正・廃止等につき有権者の発議が認められた。こうした自由主義的改革に成功した邦は数が多く、しかもそれらの邦は人口の多い邦であったから、人口にすると、それはスイス全体の三分の二以上になった。

スイスが君主制ではなくて、共和制であったために、この国は民主的な国ではないかという観念が当時かなりあったように思われる。トクヴィルがそうした先入見をもっていたかどうかはわからないが、彼はそれを打消したいかのごとく、しばしば、スイスが共和制であるにもかかわらず、共和制のアメリカと比べればもちろんのこと、イギリスはいうに及ばず、ヨーロッパ大陸のどの君主国——絶対主義的なもの——と比較してさえもそうではないことをくり返えしのべている。スイスに入って一〇日ばかりたつて後書いた手紙の中でこういつている。

スイス人の大多数の人々の中に政治生活というものが殆どないことに驚いています。イギリス王国はこの共和国より百倍も共和制的です。

このことは八月半ばに書いたノートの中でもいわれているし、一八四八年一月アカデミーでなした演説でも力説されている。後者ではトクヴィルはこの幻想についてこういう。

フランス革命が勃発したとき、スイスがどういうものであったかについて人々は通常幻想を抱いていた。スイス人たちが長く共和制の下で生きてきたために、スイス人がヨーロッパ大陸の他の国民以上に現代的自由を構成する諸制度や精神に近接して

いると、すぐに考えがちである。しかしこれと反対であると考えねばならない。

一八四八年一月にはトクヴィルのスイス観はある意味では変わったであろう。というのは、彼は、「この一五年来革命の最中にある国」とするようになるからである。⁽⁴⁶⁾一八三〇年から四八年までのスイスは革新または再生の時代といわれ、ウィーン体制の中で押し込められていた自由主義が出現し、さらに民主主義が進められた時期であった。こうした運動を進める新しい世代は各邦で革新を促し、やがて（一八四八年以後）スイス連邦をつくってゆく。にもかかわらず、トクヴィルは、この時期のスイスのデモクラシーが通常の統治形態にはなつてはおらず、革命を進めるための一手段であるにすぎず、——アメリカでと異なり——日常的な政治形態として機能していないというのである。⁽⁴⁷⁾

こうして彼は、スイスの社会・政治の動きをみながら、スイスが共和制であるにもかかわらず、アメリカと比べればもちろんのこと、君主制のイギリスと比べても、自由は根づいていないとみる。⁽⁴⁸⁾

(a) 自由の制度はごく最近実現されたにすぎない。新聞の自由がそうである。

(b) 司法制度が不完全である。厳格な手続きなしに《行政的に》逮捕され、拘留される。また裁判所は一般的に完全な独立性をもたないし、陪審制度もない。

(c) 多くの邦で民衆はこの三八年間全く政治的権利をもたなかった。

こうして制度的に自由は整えられていないが、風習（政治文化）からしても根づいていない。

(a) 大部分の邦において自治への念とその慣行が欠けており、危機の時には政治に加わるが、そうでないときには、政治的権利への情熱や参加への意欲——こうしたものはイギリス国民には顕著にみられる——が欠ける。⁽⁴⁹⁾

(b) スイス人は最近与えられた新聞の自由を濫用しており、ジャーナリズムは革命的であり、実際的ではない。

(c) スイス人は結社をフランス人と同じように、「革命の手段である」としており、あやまりをただしてゆくための落着いた

漸進的な手段とみてはいない」。

(d) スイス人は——イギリス人の特徴をなす——裁判好みをもっていない。裁判への志向と、裁判官を静かにかつ合法的に政治の領域の中にひきいれるということは、自由な市民の顕著な特徴であるにもかかわらず、である。

(e) スイスは心の奥底までも権利に対する深い尊敬、合法性志向、暴力に対する忌避感によつては貫かれていない。これらのものは自由な国民には備わっているものであり、イギリスに旅する外国人の心をうつものである。

トクヴィルは、アメリカの政治をみ、そこで自発的結社がいかに重要な役割を果しているかを知り、それをきわめて高く評価した。⁵⁰そこでは、政治的結社、あるいは政党は「目的が穩健、手段が合法的である」。ところが、イギリスを除き、ヨーロッパでは政治集団はその目標、方法ともきわめて戦闘的である。フランスなどにおいては、団結の自由などは政府に戦いを挑むためにしか用いられないといつてよい。「人々が力をもつようになったとき、最初に心に浮べること、暴力の観念である。」⁵¹ スイス人もこれと異ならない。

このようにスイス政治を批判するトクヴィルは、自由の観点から、スイスをアメリカ、イギリスと比較し、スイスが何れの国にもかなり劣るとみている。即ち、アメリカをみてまわる人はいやが応でも「自由の制度、志向、精神がアメリカ人のあらゆる慣習に入りこみ、共和制以外の何ものも感じとりえない」し、イギリスについては「自由な政府以外のいかなる政府の下に生きているとの想定もなしえない」⁵²が、これに対しスイスはこうである。

スイスのカントンの大部分において暴力によつて共和制憲法がこわされたとしても、ちよつと時が経てば、人々が自由の喪失にすぐに慣れてしまわないとは限らない。

前の二つの国においては、自由は私には、法よりもなお一層の習俗の中にあるように思われる。

スイスにおいては、自由は私には習俗よりも一層法の中にあるように思われる。

トクヴィルはスイスを旅行して見聞を広めつつあるとき、「哲学者としてよりは人のよいしろうととして」ふるまおうとした。⁽⁵³⁾しかし、彼はスイス政治を、アメリカ・デモクラシー、特にアメリカの連邦制についての深い洞察を背景に眺めえたはずである。実際、彼は、『デモクラシー』の中でアメリカの連邦制を徹底的に論じ、そこで既にそれとスイスの《連邦制》との比較を行ってゐる。彼は「人のよいしろうととして」ふるまうとしてゐる同じ書簡で、スイスの連邦制について痛烈に批判する。

私は《アメリカ人》の資格で、ずばり言つて同盟とはいへても連邦とは言えないスイスの連邦憲法に対しては尊大な侮蔑の念をいだいてゐる。この種の政府は、確実に、最高に脆弱で最高に無力で最高にぎこちなく、民衆を無政府状態に導びいてゆくことしかできない。

この批判は彼が『デモクラシー』でアメリカの連邦制と比較した際のスイス《連邦制》観に基いていよう。アメリカの連邦制の特徴は、それが連邦制であるにもかかわらず、連邦権力がそれまでの連邦制国家の連邦権力に比べてごく強いということにあつた。これまでの連邦制国家の中に彼はスイスをも含めたのである。「古代のものは別とし、近代ヨーロッパにも多くの例があり、スイス、ドイツ帝国、オランダ共和国」などがそうである。⁽⁵⁴⁾

こうした背景もあり、トクヴィルは、スイスの連邦制に大きな関心を払つてゐる。ノートでは、自由・習俗の説明よりも、連邦制の問題により多くの説明がなされてゐるくらいである。『デモクラシー』においてスイスについてふれられてゐるのは、連邦制についてのみであり、スイス・デモクラシーの問題はとりあげられてゐない。いくつかの邦では直接民主主義の伝統が持続しており、彼が有名な著書の中で強い力点をおいてゐるアメリカのタウンシップのデモクラ

シーに——一見——比較しうるものがあると考えられるにもかかわらずである。実際、おそくとも彼より一世代後の人々には、スイスはアメリカと並んで最もデモクラシーが進んだ国、とりわけ直接民主主義の制度をもつ国として——その貧しさにもかかわらず——評価されるのだが。

トクヴィルがスイス連邦制について関心を抱くためにはこうした背景があつたが、またそれには当時のスイスの政治状況を彼が観察したからでもあろう。それは否がおうでも目に入らざるをえなかつたであらう。これを見るのに、いささか《連邦》⁽⁵⁵⁾同盟の歴史的背景をみておこう。トクヴィルもそうしているのである。

スイスは一三世紀、原初三邦（ウーリ、シュヴィーツ、ウンターバルデン）が誓約同盟を結んだことから始まるといわれる。以来加盟する邦が増え、『上部ドイツの古き同盟』といわれるようになる。それはそれぞれ自律的な地域共同体が同盟によつて結んだ結合体であつたが、しだいにまとまりが強まってくる。それら各邦は神聖ローマ帝国に属していたが、一七世紀、ウェストファール条約によつて、オランダとともに正式に独立を認められるようになったのである。フランス革命が起つたとき、その影響はスイスにも及んでくる。スイス各地に蜂起があつたが、変革もたらされたのはナポレオンによつてである。一七九六年北イタリア征服に成功した彼は、スイスにも傀儡政権ヘルヴェティア共和国をつくらしめ、イタリアとの通路を確保した。この政権はフランス帝政のように極めて集権的なものであつた。⁽⁵⁶⁾これはスイスの歴史を全く無視するものであり、多大の反感を生む。なかでも旧体制への復帰をねらう旧支配層は自ら《連邦主義者》となりの、自由主義的改革グループに対抗し、スイスは無政府状態に陥る。こうして再びナポレオンが介入してき、両者の対立を調停する（一八〇三年二月の調停法の制定）。従来従属的な地域であつたものは邦とせられ、全体で一九となつた邦の上に長官がおかれ、この長官が元首となる（議会の議長となつて臨時議會を召集する）。議會は一年

毎順番に六つの邦の首都に召集され、これら邦の長が順番に一年交代でスイス長官の地位についた。

ナポレオンが没落すると、調停法は廃止され、旧誓約同盟への復帰が試みられる。いくつかの邦では現に旧体制が復活された。しかし強力な邦による属邦支配というような同盟の旧体制への復帰は、新しい邦の抵抗が強く、激しい対立が生ずる。ロシアのアレクサンダー一世の仲介があり、妥協が成立し、調停法下の一九邦に、ヴァレー、ヌーシヤティル、ジュネーヴが新たに加わり、二二邦で誓約同盟を構成するという同盟協約が成立した(一八一五年八月)。スイスの永世中立が各国によって認められたのもこの時である。こうしてスイスは二二の邦群の連合体として再生した。それは依然として小国家群ともいえるべく、ヘルヴェティア共和国時代の中央集権的国家ではないどころか、連邦制国家でさえもなかった。同盟協約の第一条にはこうある。

スイスの二二の主権をもつカントン〔邦。名略〕は、自由独立、及び外国からの攻撃に対して安全を維持するために、また、国内の平和と秩序を維持するために、この盟約を通じて連合する。

協約は同盟協約であつて必ずしも憲法といえるものではない(ただトクヴィルはこれを「憲法」といつている)が、それは同盟としての性格を強化するために、加盟邦及び同盟に対し不利益になるような同盟を結ぶことを禁止し、各邦の主権を制限している。また同盟の機関として同盟会議が存在する。同盟会議(以下、会議)は代表邦の首都で開かれる。チューリッヒ、ベルン、ルツェルンの三邦が二年交代で代表邦となり、その議長は開催地の首長(Vorort)がつとめ、会議によって選出された官房長と書記長がこれを補佐した。会議の権限(八条)は、重要議題(宣戦、講和、同盟締結等)に関するもので、四分の三以上の多数による議決を必要とし、その他では過半数であつた。投票権は各邦一票で、反対した少数派に対する強制手段を欠く。実際、会議は各邦から指示をうけて派遣されてくる《外交官会議》に近い面をもつていた。こうして各邦は再び独自の主権をもつ存在となる。財政運営の面でも以前に戻り、各邦が独自に関税や通行税

を徴集するようになった。このことは、ようやく自立するようになったスイス産業にとつて、度量衡の不統一、統一通貨の欠如と並んで大きなハンディキャップであつた。同盟協約はまた保守的であつた。ヘルヴェティア共和国にみられたような、スイス全体にまたがる個人的な自由権の保障への方向が消える一方、修道院・教会参事会の保護がうたわれるようになる。しかもスイスのカトリックは法王至上主義の立場をとる極端な立場のものであつた。

こうして、フランスで起つた七月革命の影響をうけて、多くの邦で次々と自由主義的な改革が進められ、憲法の改正がなされてゆくとき、保守的なウィーン体制の中でつくられた同盟協約の改正が叫ばれるようになるのは自然の勢であつた。ところがこの改正には大きな障害があつた。同盟協約の改正には列強の同意が必要であるかどうかといふことは別としても、改正には加盟邦すべての支持がなければなるまい。さもなければ同盟は解体してしまう。解体しないまでも加盟邦の数が減り、同盟は弱体化されてしまう。現にそうした危機が起るのである。

多くの邦で自由主義的改革は進んだが、改憲した邦で改憲がスムーズにいつたわけではないし、すべての邦が改憲したわけではない。チューリッヒでは改革は比較的迅速になされ、市部と農村部の対立は妥協的に処理されたが、他の邦では必ずしもそうはいかなかつた。ベルンは元来門閥の支配する貴族的な邦であつたが、ここでも民衆運動が起り、最初貴族の政府が民衆運動を弾圧し、このた武力衝突が生じた。立腹した民衆は、三一年初頭自由派を中心に住民集会を開き、憲法制定議会の選挙を呼びかけ、政府はこれに抗しきれず辞職せざるをえなくなる。直ちにその選挙が行われ、七月には新憲法が過半数を大きく上廻る住民の支持をうけて成立した。保守的な貴族の勢力は強く、抵抗を試み、邦分裂の危機さえ生じた⁽⁵⁹⁾（一八三二年）。フランス大使によれば「古くからの貴族の党派の陰謀があり、彼らは政権を奪回しようとしているばかりか、一八三〇年以後スイスでつくられた政府をすべて転覆させてしまおうとしていることは明らかと思われ」といふ⁽⁶⁰⁾。反対に、バーゼルでは市部に対する農村部の反抗が激化し、——チューリッヒ等と違い——妥

協が成立せず、同盟軍が秩序維持に当らねばならなかった。⁽⁶¹⁾ ヌーシャテルはスイス同盟に属していたが、同時にプロイセン王の所有でもあり、自由主義派はこの専制的な王制と衝突せざるをえない。この衝突において彼らは敗北する。シュヴィーツでも革新運動は敗北してしまう。

ヨーロッパ中七月革命直後の改革の波はやがて停滞し、反動と保守化の巻返しが始まった。フランス自体がそうであった。スイスの自由主義者は危機感をもち、保守派の巻返しにそなえるため、同盟全体の改革の必要を痛感し、一八三二年新体制をとる七邦は七邦協定を結ぶ。ところがこの動きがかえって保守派を刺激することになってしまった。保守派が優位した邦五つ——ヌーシャテル、ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデン、都市バーゼル——は防衛のためザルネン同盟を形成した。こうしてスイス政治に混乱の芽がまかれる。フランス大使によれば、「混乱の原因といえますと、それは、とうてい不可能な同盟離脱の考えを捨てないヌーシャテル、バーゼルの商業組合の頑迷と、旧体制派の人々の憎悪とりわけカトリックの僧侶の誤った計算からきている」という。対立の焦点は同盟協約（憲法）の改正問題であった。七邦協定加盟の邦の提案によって同盟会議は協約改正の検討委員会を設立した。一八三三年冬、この同盟協約改正検討委員会が改正案を提出する。それはしごく穩健なものであった。民主主義的要素をとりいれてはいたが、それほどではない。だが、それは古くからの伝統を受け継ぎ、連邦制はとっているものの、以前からの同盟協約に比べると集権的性格を増していた。制度や制度改革の問題はしよせん邦権力いかにかかるところが大であり、したがって焦点はここに集約され、各邦はこれを論じ、連邦権力の強化か邦精神維持かで争った。一八三三年三月同盟協約改正問題を議する特別国会がチューリッヒに開かれる。ところがザルネン同盟の諸邦はこれをボイコットする。改正の最終決定は各邦での可否に委ねられるが、賛成は過半数に達せず、改正の試みは失敗してしまう。⁽⁶²⁾ 三大邦の一つツェルンが反対にまわったことが大きい。⁽⁶³⁾

同盟協約改正の失敗は自由主義者に衝撃をもたらす。が、それはより戦闘的な左派の台頭を促した。急進派と呼ばれる彼らは、法レフェレンダムの導入や一層の民主化を目ざすとともに、同盟の単一国家化においても旗幟を一層鮮明にする。こうして、どちらかといえば、経済的自由や個人的自由の力点をおく従来の自由主義的なブルジョワ層と、経済的自由よりは政治的発言権に力点をおく小市民・農民層とに運動が色分けされるようになった。自由主義派と急進派のこうした動きは、同盟の内外で保守的な反動を呼び起す。宗教とりわけカトリックの復活は著るしく、法王至上主義の立場をとるこのカトリックは、結婚と学校とを再び手中にとりもどし、世俗化の傾向をおしもどそうとする。

各邦における改憲は、当然のことながら同盟協約の改正の動きを活発にさせたが、そこには大きな障害があった。それはその改正に反対する邦があり、これらの邦が《邦主権》の制度にまもられて抵抗したからである。これらの邦には保守的な邦が多く、それらはできるだけ旧体制を維持させようとし、それができるか否かは最後には邦主権がどれぐらい維持しうるかにかかってくる。それだけではない。小さい邦は——保守的ではない邦も——中央政府の権力を拡大すれば、邦の自主・独立性が失われ、大きな邦の動きに左右されるようになるとして、これに反対したのである。⁶⁶⁾

そもそもトクヴィルが『デモクラシー』においてアメリカの連邦制について考察したとき、着目したのは、連邦権力の強さであり、これと比べたスイスその他の連邦国家における連邦権力の弱さであった。しかもこの連邦権力の強さの違いが憲法上の規定の相違からはきていないということであった。

これら諸国の憲法を研究するとき、驚いたことに、連邦政府に与えられている権力がアメリカの憲法によつて連邦政府に与えられている権力と同じなのである。アメリカ憲法と同様に、中央権力には戦争と講和の権利、人と金を徴用徴収して一般的な必要に供し、国民の共通利益を規制する権利を与えている。

ところが、アメリカ連邦政府は行政を強力かつやすやすと指導しているが、他の国民の連邦政府は殆どどれも弱く無力である。⁶⁶

連邦が持続するには連邦を構成している国民の欲求や文明に同質性があることも必要である。スイスのヴォーの文明とウーリの文明との間には、一九世紀から一五世紀までほどの隔りがある。実際、スイスには連邦政府はないといってよい。スイス諸邦の連合は地図上のことのみである。そのことはスイスで、中央当局が同一法律を全土に適用しようとするればどうなるか、それをみればよい。

連邦権力の強さに大きな隔りがあるのに、憲法上連邦権力についての規定が殆ど同じであるということはまさに驚きであつたという。「それら諸国の憲法は、アメリカ憲法と同様、中央権力に戦争と講和の権利、人と金銭を徴用徴収して一般的必要にあて、国民の共通利益を規制する権利を与えている」のである。ところが、「アメリカ連邦政府は行政を強力かつやすやすと指導しているが、他の国民の連邦政府は殆どどれも弱く無力である」。アメリカ以外他の連邦国家においては、中央政府が強力であるならばその政府は武力に訴えて邦にいうことをきかせるほかはなく、無力である場合には、「邦の抵抗をみてみぬふりをし、自らの無力を何か口実をつかつてごまかす」外はない。連邦権力が弱いなら、それは強力な邦に動かされ左右されたり、スイスがそうであつたように、連邦政府は無力のままに放置され、諸邦の間は無政府状態がはびこり、連邦は行動力を喪失たりするのである。

現在のアメリカ連邦以前の連邦ではすべて、連邦政府がその必要をみたすのに個々の政府によびかけた。きめられた方策がそのどれかの政府にとってよいものでないときには、この政府はこの方策から逃れることができた。連邦政府が強力であるなら、武力に訴えたり、連邦政府が弱体であれば、それらの法ともなっている連邦法への抵抗が起つてもこの政府は見てみぬふりをし、自分の無力を口実にし、惰性に訴えた。

またこういうことがしよつちゅうある。連邦中の最強の邦が連邦当局の権利を掌握し、その名の下に他のすべての国民を支配するか、あるいは、連邦政府が無力なままに放つておかれ、各邦国民の間に無政府状態がまんえんし、連邦が何もできない状態

に陥つてしまふかである。⁽⁶⁹⁾

スイスについていえば、それを取巻く列強の間での相互の嫉視による抑制がなければ「存立しなくなる」という時代があるろうという。⁽⁷⁰⁾

では、アメリカにおいて連邦権力が強い理由は何であろうか。トクヴィルが力説するその理由は、一言でいえば、連邦政府がその業務を執行するのに、それを各州に委ねるのではなくて、自ら市民に直接接し、自ら市民に向つて行動を求めうるということである。「アメリカでは、連邦政府の被治者は州ではなくて、一人ひとりの市民」⁽⁷¹⁾なのである。

一七八九年のアメリカ連邦国家に先んずるすべての連邦国家においては、共通の目的に向つて進む各邦国民は、連邦政府の命令に従うことには同意したが、連邦法の執行を命じたり監督したりする権限は自らに保留した。ところが、一七八九年に結合したアメリカ合衆国は、連邦政府が州に対し法を命ずることに同意したばかりか、連邦政府が法を自ら執行せしめるということにも同意したのである。アメリカ合衆国とそれ以外の連邦国家において、権利は同一であり、ただ権利の執行のみが異なる。だが、この唯一の相違が限りなき相違を生み出してゆく。⁽⁷²⁾

アメリカの連邦憲法がそれまであつた連邦憲法と違ふ最も重要な点は、各州に大きな権力が与えられているにもかかわらず、連邦が各国民に——各州を通じて間接にはなく——直接に接しようということである。「アメリカにおいては連邦の臣下は州ではなくて、個々の市民である。全国政府が租税を徴集するのは、マサチューセッツ州からではなくて、マサチューセッツの各住民からである」⁽⁷³⁾。一七八九年に連合した各邦はそのことに同意したのである。こうしたことはそれまでの連邦国家にはなかつた。連邦政府が「単に法を命ずるのみでなく、その執行を自ら手がけること」、ここに連邦がその法にふさわしい実権をもちうる鍵があつた。⁽⁷⁴⁾アメリカの連邦制におけるこの特徴は稀有のものであり、「現代政治学における新たな発見といえる斬新な理論」であるという。それ以前のことを連邦制というとするれば、合衆国の体制は

連邦制と呼ぶべきではなく、不完全なものであるにせよ「国民国家」とさえ呼べるのであり、正しくは何とも名づけようがないという⁽¹⁵⁾。この理論はトクヴィルがスイス連邦を見、評価する際、その要石となるのである。

トクヴィルがノート(八月一日)において最初に検討するのは「同盟憲法」Constitution⁽¹⁶⁾についてである。同盟協約を「憲法」となしうるかどうか疑問があろうが、彼はそういつており、彼にはそれなりの理由(後述)があるはずであろうから、ここでは彼に従つて憲法といつておく。この同盟協約⁽¹⁷⁾憲法の特徴であり、同時に欠陥といえるものは、何はともあれ「あいまいさ」にあるという。ただし、トクヴィルの場合その意味は獨特である。

まず、「邦は主権を全体として自分のものとして維持しようとしたのか、それともその一部を犠牲にすることに同意したのか」という問題がある。が、これに答えるのはそれほどむずかしくないという。というのは、「各邦は同盟會議に、金と人間を各邦に求める権利を与えたのであり、これは主権の一部を會議に与えたもの」となしうるし、また各邦は戦争と平和の問題を自ら決めることができず、これらの事項においては邦の多数派が少数派を拘束する、としているからである。こうしたことからすると、憲法は本来の政府をつくつたとなしうるといふ。では、同盟政府の権限は大きいとなしうるであろうか。これに答えるのも容易であるという。即ち、同盟政府はかなり大きな権限を与えられており、もしそれを十分に行使できるならば、同盟政府は主権性をもつということができるからである。

會議は軍隊と金を徴集する権限をもち、戦争と講和をなし、通商条約を結び、使節を任命する。邦憲法と、法の前の平等という大原則の保障は會議の保護の下におかれ、必要とあれば、會議は地方的出来事に介入することができる。

また會議は通行税や道路行政の問題を扱いえ、さらに「スイス国内国外の安全のために必要なあらゆる手段をとりうる」のであり、これまさに「何ごともなしうる権威を与えられている」ことに等しい。こうしていう。

會議は権限を欠くどころか、同盟憲法の存在を保証するためには、余りにも大きな権限をもつとされよう。

では、同盟政府は、与えられた権限を實際に有効に行使する手段をもっているであろうか。この問いに対する答もはっきりしており、一言でいえば否である。同盟政府は権限を与えられておりながら、それを實際に行使する手段をもっていないのである。こうして「国会は本来強壯な人間でありながら、手足が多分にまひしているものに似る」ことになってしまう。

会議は立法府ではあるが、さらに、主な役人を任命したり、殆ど自ら条約を締結したり、委任された小さい事項を管理運営したりしうる。邦間に紛争が起れば、仲裁人を任命してこれに当らせる。しかしこうした権限はスイスのような平和な国ではあまり重要なものではない。また、立法府という観点からみても、会議は大きな制約をうけている。議員には出身の邦やその住民から制限を課されているから（命令的委任）。議員は出身の邦に責を負うばかりか、その積極的委任なしには動きえない。したがって、一つの国会があるというよりは、二二の国会があるということになり、会議は急を要する事態が起った時エネルギーにこれに対応することができない。また、会議ですぐれた議論がなされたときにも、それが邦に紹介も、提示もされず、邦議會での論議がそれによつてあまり啓発されることもない。

同盟政府の執行権力はどうか。それは弱い。これはトクヴィルが『デモクラシー』以来力説したところであつた。彼によるとその理由には三つある。

- 1 執行権力は同盟會議に委ねられており、その権力が小さい。
- 2 執行権をもつものがよく変り、政策が徹底しない。
- 3 執行権の行使がチューリッヒ、ルツェルン、ベルンの各カントンの執行権者に交互に委ねられ、同盟本来の執行機関がない。

以上述べたことによつて、同盟権力が弱く、その理由がどこにあるかも明らかであるか、全体としていえることは、

同盟政府には、権限をもつ事がらを自ら、実行する、権利がないということであり、ここにそれを弱体なものとしている最も重要な理由がある。金や人を集めるにも、決定はできるが、決定の実行は各邦の手に委ねられる。邦が実行を拒むなら、後は実力行使しかなく、邦が実行を怠るなら、事務は停滞する。これはトクヴィルのスイス滞在中、政治的亡命者の追放の問題で文字通りみられたところであり、同盟会議での議決があつたにもかかわらず、いくつかの邦がそれを実行せず、そのことは追放を求める諸外国政府の苛立ちのもととなつていた。トクヴィルもつぶさにこれを観察したであろう。これがアメリカであつたなら、裁判所が出動し、黒白をつけたであろうが、スイスでは——仲裁制度はあつたが——それもできない。強力な邦であれば仲裁に服しないかもしれないからである。争いが主権者と個人の間でなされ、その間での決着がまたれているなら、アメリカのように、裁判は効果のあるものとなる。しかしスイスでは、争いの相手は邦であつて個人ではないから、同盟は邦と争うしかない。一般に同盟はアメリカのように個々の市民と関係をもつことができない。「連邦制に関し合理的な唯一の原理は、連邦権力に明確に規定された一定数の権利を与え、かつ邦や邦政府の媒介を用いずにこの権利を有効に行使せしめるにある。」アメリカのように、税金の徴集に当つては、邦の手をかりずに同盟政府が個々の市民に直接接し、徴税できるようにすること、紛争が起つた時には、同盟政府も市民も直接同盟裁判所に訴えられるようにすること、これである。

ところで同盟政府が個々の市民に直接接することができるようにするためには、アメリカのように、同盟政府は個々の市民を代表するものとならなければならない。ところが、スイスの同盟政府は邦を代表しているにすぎない。この結果、会議での決議が場合によつては——邦の人口は大小まちまちであるから——国民のマイノリティによつて決まるという場合もありうる。

何れにしてもスイスにおいては邦の地位が重要であり、同盟政府は邦と接するだけで、市民は邦によつて囲われ、同

盟政府が市民と直接接することができない。會議は自ら決議しても、邦政府の手をかりなければそれを実行することができず、自らそれを実行することができない。こうして、トクヴィルによれば、會議は同盟憲法によつて大きな権限を与えられておりながら、それを実行する手段をもたないために弱体なのである。これはある意味でおかしいという。というのは、同盟協約は同盟政府に大きな権限を与えたのであるから、それが強力になることをねらつたはずである。それにもかかわらず、同盟政府に権限行使のための必要な手段を与えず、その結果それを弱体化させてしまつてゐるからである。したがつて、同盟政府に実行に必要な手段を与えたとしても「協約の作成者がなそうとしたことを行つたことになるにすぎず、そればかりか彼らの意図を完成させるものである」と。トクヴィルはいう。

現在の法についていえば、連邦政府はない。あるのは邦であつて、スイスではない。

ただ、彼がそういうとき、論拠は普通いわれているのとは異なる。同盟政府がかなり大きな権限をもつてゐるとしながら、それを実行する手段がないからというのである。

同盟政府は大きな権限をもつが、権限行使の手段を欠くために弱体である、というのなら、権限を有効に行使しうるための手段を与え、同盟政府を強化すべきだということにならないであろうか、その方が論理的に首尾一貫することになるのではないか。しかしながらトクヴィルはいう。問題は首尾一貫性にあるのではなくて、「スイス人が一つの政府をもつ必要があるのかどうか、それができるかどうか、それを欲すべきかどうか」ということにある。彼が次に検討を進めるのはこれである。⁽¹⁷⁾

彼の結論を先取りしていうと、まず、「スイス人は現在のところ、たとえ欠陥があるにせよ現在の憲法をまもつて行くとしており」、それには二つの理由があるという。一つは、同盟政府の強化が現実に非常にむずかしいということ、二

つには、このむずかしさを克服してそれを強化しえたとしても、得るところはごく小さいことである。

一 同盟政府を強化することは現実にむずかしいということ。

スイスは面積は小さいが、起源、言語、宗教、富、知識、習慣が互いに異なる地域に分れており、それぞれに独自の政府をもっている。こうした状態のところに強力な中央政府をつくり、画一的な決定をなすということには大きな無理が伴う。そうしようとするなら、人々の意志に暴力を加え、多大の障害を課することになり、強い抵抗を生じさせてしまう。

また、「数世紀来自らを統治することに慣れ、独立のためにはすべてを犠牲にした祖先たちの輝かしい記憶に満ちた小国民、この小国民の自尊心から生れる先入見」ほど手ごわいものはない。連邦憲法の強化は——利害の面からみて人々を害することはなくとも——この「先入見」にぶつかってしまう。同盟会議でもその事を決め、同盟政府の役人によつて各邦内でこれを実行させるなどということは恐ろしく困難なことである。

最後に、連邦政府の権力を強化し、その活動を活発ならしめるような場合、スイス人がその複雑なメカニズムを理解できるかどうか疑がわしい。森林地帯の邦の人々においてはなおさらであろう。中央権力と邦との区別、その境界など彼らが十分にとらえうるとは思われない。

このようなわけで、強力な中央権力をつくり出そうとすれば、国は悲惨な状態に陥り、とどのつまりは同盟の解体にまで追いこまれてしまふに違いない。これから逃れるためには——かつてナポレオンがそうしたように——絶対権力の確立によらなければならないことにならう。こうしてスイスにとり、強力な中央権力創設など不可能事に等しい。

二 またどうにかその創設に成功したとしてもその成果は微々たるものであらう。というのは、スイスは国内的に比較的平穩で、強力な中央政府をつくつて混乱を鎮圧する必要もないからである。

人々の性質は一般に重々しく、習慣は静かで、想像力にはぶく、条件は比較的に平等である。彼らの間にはそれほどの富も、それほどの貧窮も支配せず、したがって革命の二大原因がない。

邦も膨張しようという野心をもたない。したがって市民戦争の危機がない。

対外的にも、それほど平和を乱される要因がない。ヨーロッパにおける勢力均衡という観点から、スイスはその地勢上大国からの征服の危険を免がれている。また、スイスはどこからもうらやまれるほどの状態にはないし、憲法上外部に向つては動けないようになっていて、他国の争いに巻き込まれることもない。さらにこう加えることができる。スイスはごく小国であり、国に隣接する大国、フランスとオーストリアの動きに左右されざるをえない。したがって、新しい憲法によって力をもつようになり、ヨーロッパ大国の複雑にからみ合った利害関係の中に割つて入ろうという気になつても、その力など、スイスに重要な発言力をもたしめるほどには強くなることはあるまいし、またそうした権力政治の中には巻き込まれながら、なほ独立を保障させうるほどに十分強大なものにもなりえない。

こうしてこういう結論にならざるをえまい。

結果が疑わしいのに、熱情を刺激し、深い平穩を乱し、古くからの慣習をこわし、深く根づいた先入見を混乱させ、最善のものに達せんがために現存する良きものをこわしてしまうことは、苦勞に値しない。

最後に、こう加えられる。この四〇年来ごく顕著な同化の動きが、連邦憲法の欠陥にもかかわらず、すべての党派の間感ぜられ、様々な邦のスイス人は互に顔を向い合せ、考えを交換し、慣習について意見を交え、協同しつつ画一的な立法を行おうとしている。こうすると、今日では大きな障害のある変化も、やがて自然に進む日がこよう。

こうしたスイス人の見解は穩健なものであり、恐らく統一を急ごうとしない穩健な自由主義者のものであつて、当時のスイス人により最も支持され易いものであつたらう。トクヴィルは次に述べるようにこうした見解が十分に支持できるとしているといつてよい。

次に、トクヴィルは、スイスが統一共和国になることを欲すべきか、と問い、これに否と答える。理由は三つである。
(以下一九日付ノート)。

一 スイスの各邦のように、かくも互に相異なり、五〇〇年来自ら統治することに慣れてきたやうなところで、画一的に立法し統治し行政を行うなどということは、混乱と社会的病理を生み出すこと以外の何ものでもない。また、内部的に於いて、行政上の大きな欠陥はなく、また各邦間で他を征服しようという意欲をさそう理由もない。また対外的に於いて、ヨーロッパの大国と戦いうるようにもなりえない。

二 中央権力の強化に成功し、邦精神が国民精神によってのりこえられ、こわされ、おき代えられうるかどうか疑がわしいし、そうなったからといって、国の実力が増すかどうか疑がわしい。邦への愛がつくり出す力は、規律がなく分散的ではあるが、不思議な抵抗力をもち、統一された五〇万人のスイスの力もこれに匹敵するものとはなりえない。スイスの最良の防衛力は山岳にあり、最良の兵士はその住民である。スイスが主として依拠できるのは、住民であり、この住民を蜂起させるにはカントンの精神しかない。

カントン精神、この盲目的ではあるが力強い地方感情をこわしてしまえば、より強大でより有能な軍隊を容易につくり上げることができよう。……だがそれは同時に、小さい戦いで的手段を失ってしまうことになる。このものこそはスイスでのような小さい国にとって最も重要な防衛力をなすものなのである。一八〇三年ナポレオンがいった洞察力にみちた言葉がある。「連邦制は力を分割することによって大国を弱めるが、反対に小国においては、各州に自然のエネルギーを保障することによってその力を増す」と。

大国の国民は、国の偉大さによって想像力をたきつけられ、その制度の下に生きることに誇りを感じ、そのためには多大の犠牲をも払うものだ。こうした愛国心によって国の力は加わり、外観は壮大になろう。だが、それは想像力に依拠

するわけであるから、波がある。これに対し、「地方精神に基礎をおく愛国心は一般的に、より活動的で持久力がある。それは殆ど完全に個人利益と一致するし、あらゆる回想、あらゆる生活の営みと連結し、個々人の自負の中にくみ込まれる」のである。

三 対外的に、スイスは現状のままがよい。スイス共和国は現在、ヨーロッパのどの国からも憎しみも恐れも抱かれていない共和国ではあるが、その正当性は、より古い君主制と同じほどに争そわれるものではなくなっている。ところが、スイスがより統一になるならば、現在ヨーロッパを二分する大勢力の間には生まれ、何れかから友好関係を求められ、そのため他方の側から敵対感情をうけ易くなり、この結果現在列強から認められている中立の状態をふみ出してしまふことになる。今後ヨーロッパで君主制が幅をきかせ続けるとすれば——それは十分ありうることである——統一され強国となつたスイスは敵視され易くなるに違いない。

こうしてトクヴィルは、結論をこうまとめる。

(1) できうれば同盟憲法（協約）を改善すること。

(2) それができなければそれを維持すべきこと。

(3) しかしいかなる場合にも統一共和国にならないこと。

こうしたトクヴィルのまとめの中には、彼がスイス人の立場に立ち、単に一時的政策によつてではなく、長い目でみてスイスにとつてどのような方向をとるのがよいか、これを考えようとする彼の本領が現われている。この彼の態度は、当時、政治的亡命者追放の問題で同盟会議の決定に服せず、亡命者をかくまう邦があることに苛立ち、同盟会議の決定を何とか各邦に実行させえまいかと、介入をも辞そうとしないフランス大使やティエールの態度とは大きな違いである。が、そこにはさらに、トクヴィルの思想の本領に根ざすものがある。国の基本的な制度に改善すべきものがあること

を認めながら、「できうれば」改善すべきだが、それが余りにも困難で、えられる結果はそれほどでもないのに、強い反対を生ぜしめ、国全体を混乱に陥れてしまふ、というのであれば、無理押ししない方がよく、現状に満足すべきであらう、改革が人々の利益を損はず、また多少の改善がある場合にも、文化や政治文化（風習）と衝突するようなことになるのであり、それは非合理的な反撥も生じさせてしまふ。連邦制についていえば、中央権力の強化は、文化や慣習に深く根ざした邦の権力と衝突することになり、多大の混乱を惹起させるに違いない。しかもこの邦は古くからの自治の伝統をもち、この伝統に対する愛着やそうしたところから生れる愛国心がきわめて強い。これは貴重なものであり、外敵の侵入に対する無二の防壁となる。スイスは本来的に内部的に静穏な国であり、強力な中央権力をつくり出す必要もない。こうして無理をして中央権力をつくり出すことは有害無益というほかはない。しかも、連邦の強化に向おうとする自然の流れがある。スイス国内で同化が進み、邦をこえて人々は互にコミュニケートし、思想を交え、慣習を近づけ、法にしたいに画一性がみられるようになっているのであり、「今日では大きな障害があるような変化も、やがて自然に進むときが近づいている」のである。こうトクヴィルはモダレイトな考えを支持する。

ところが、スイスにも革命の印しがみえる、とトクヴィルはいう（二〇日付ノート）。現在の同盟憲法は内部の無秩序に対しても、外部からの要請や侮蔑に対しても打つ手をもたない。かといって、地方的偏見が強く、狭量な見方しかできないスイス人に、最良の憲法をつくらせ、これに服せしめるということも極めてむずかしい。ところで統一的憲法なるものは最悪である。こうなると、事態は不安定化せざるをえない。対外的な関係をみても安定を妨げる要因が強い。スイスの古い《憲法》は一八一五年の同盟協約より欠陥のあるものであったにもかかわらず、数世紀も維持されたではないか、というものもあるかもしれない。しかし現代はかつての状況とは同じではない。スイスの中立性は古くからの事実であるし、一種の正統性を与えられ、尊敬されてきたが、それは君主同志の野心間の争いの中でスイスに期待され

るものが何もなかつたからである。ところが今やヨーロッパに至る所君主と人民との争いによつて分裂し、スイスもこの争いに巻き込まれ、その中で直接間接に何らかの役割を果そうとしている。こうしてスイスは日々ヨーロッパからの圧力にさらされているし、これからも長くさらされるに違いない。こうしたなかで——かつては邦のみがあり、統一国家をつくりうなどと考えるものはまづいなくなつたが——今や一つの国民を形成し、一定の原理を広め、ヨーロッパで一定の役割を演ずるべきだという、少くともヨーロッパからの圧力に対して身を守つてゆこうという——《ナシヨナリズム》ともいふべき——觀念が多くの人々に訴え始め、それがかなり有力となつた。この勢力はかなり有力となり、国中を動揺させ、現体制への不満を強め、また近隣諸国をも刺激するようになったが、まだ同盟憲法を改正させうるほどには有力ではなく、「感情あり、慎重で確乎たる態度をなすに到っていない」。こうして党派の対立が生れてくる。互に類似した一般的觀念をもつ人々は統一へ向う有力な党派を形成し、他方、互に異なる人々は、現状を維持しようとはするが、それほど一般的觀念をもたず、そのための大きな党派を形成して、統一派に対抗できるまでには到っていない。この事態は邦のレベルでも同じで、統一に向おうとする側の運動は大多数の邦でますます勢力を増しているが、いくつかの邦では勢力の増大をはばまれてゐる。こうしたことからすると、やがていつかはどうにもならない危機がこないとは限らない。ヨーロッパ中を分裂させてゐる貴族の党派と民主的党派とはスイスにも存在するし、スイスには分裂を一層激化せしめる要因があつた。各邦間には、政府、宗教、文明の深い相違があるのだ。スイスを統合しようという事態に到つていない時にはそれほど気になかなかこれらの相違は、事態が進み、統合の気運が広がるにつれ、限りなき混乱の源となるように思われる。こうしてトクヴィルはくり返す。

今日のスイスでどんな変化が起るかかわからない。が、敢ていうとすれば、極めて大きな変化が起る、少くとも極めて大きな混乱が生じよう。

- (1) *Voyages en Angleterre, Irlande, Suisse, et Algérie*, II, tome V, 2 (Gallimard), chap. II.
- (2) 小川晃一『トクヴィルの政治思想』二五ページ参照。
- (3) ロワイエ・コラル宛一八三六年八月二五日付書簡。
- (4) 小川、同書三九一五九ページ参照。
- (5) 本節五五七―五八ページ参照。またケルゴレ宛一〇月一〇日付書簡。
- (6) リーヴ宛九月二一日付書簡。ポーモン宛六月一四日付書簡。
- (7) ロワイエ・コラル宛八月二五日付書簡。
- (8) 同。またケルゴレ宛八月五日付書簡。ケルゴレ宛書簡の中でトクヴィルはこういつている。「私はマキアヴェリのフィレンツェ史の本をもってき、今それを注意深く読んだところで。いくつか考えが浮びましたので、いつも一しよに思索するというわれわれの間の古くからのやり方に従い、あなたにもこれをきいてもらいたいと思う。著者についてまず述べておきましよう。フィレンツェ史のマキアヴェリは、私には『君主論』のマキアヴェリと同じです。前者を読むと、著者がどういう目的で後者を書いたかその目的についていささかの疑いもありうるとは思いません。マキアヴェリはフィレンツェ史の中でしばしば偉大で美わしい行動を賞讃はしておりますが、彼にとつてはそれは想像の世界の問題です。彼の思想の基礎をなすのは、すべての行爲はそれ自体では意味がなく、それを評価するにはそこに示された巧みさと、その結果として生れる成否以外にはない、ということです。彼にとつて、世界は神の存在しない戦いの場であり、良心は何のなすところもなく、出来事から最も有利なものをはき出すということである。マキアヴェリはティエール氏の祖父です。」
- プラトンはスイスに立つ以前から読んでいた。コルセル宛七月六日付書簡でこういつている。「あえていいますが、三千年の間賞賛されてきた人には尊敬の念を禁じえないとしても、私の好みからいいますといく分古すぎます。この本から大きな利益をうるためには、われわれは半分はギリシヤ的でないということになりましよう。」
- (9) トクヴィルはケルゴレに宛てた同書簡の中で『デモクラシー』第二巻(第二部第一章)で展開する「律義な物質主義」のカテゴリを提示し、天使でも、また動物でもありえない人間に向いたものとしてそれを肯定している。「この両極の間に人間がこれに沿って歩みえ、エリオガバルにも聖ジェロームに到るものでもない中道的な道を見出すべく、私はたえず心を悩ませています。というのは、人類の大多数が何れか一方の極に導かれるものとも、ましてエリオガバルよりも聖ジェロム

に導びかれうるとは考えないから。私は君が痛切に悲しんでいるほどにはこの《律義な物質主義》に驚きはしません。君が軽蔑しているほどに私もそれを軽蔑はする。しかし私はプラクティカルに考え、同一のものではないとしても何らか類似のものが、これこれ特別の人間ではなく、あわれな人類全般に求めうる最善のものではあるまいかと、自問しています。」

(10) リーブ宛同書簡。

(11) ボーモン宛七月三〇日付書簡。なお本稿四節参照。

(12) Toqueville, *Voyages*. III. 本節五五六ページ参照。

(13) ボーモン宛七月六日付書簡。この書簡によると、彼は七月七日にパリを立ち、メッスに向い、そこに一四日まで滞在するといっている。またコルセル宛七月六日付書簡。

(14) ケルゴレ宛七月一六日付書簡。

(15) メッスに一二日にはいたことはわかる。コルセル宛七月一二日付書簡。もし予定(註13参照)通りであったとすると、一四日ないし一五日にメッスを立つたことになるから、ストラスブールにはせいぜい二、三日しか滞在しなかつたことになる。一二日ないし一三日に立つたのだとすると、ストラスブールには割とゆつくり滞在したであろう。が、いつメッスを立つたかそれほど明らかではない。

(16) ちなみに、ストラスブール―バーゼル間に鉄道が通つたのは一八四四年(サン・ルイパール鉄道)である。スイスにはじめて鉄道が敷かれたのは、一八四八年チューリッヒ―バーデン間の二〇キロほどである。スイスにおける鉄道の発達は比較的おそい。

(17) ケルゴレ宛七月一六日付書簡。

(18) ボーモン宛七月六日付書簡。

(19) コルセル宛七月二七日付書簡。

(20) ボーモン宛七月三〇日付書簡。

(21) ケルゴレ宛八月五日付書簡。妻の持病が再発したのは七月二七日以後であろう。二七日付コルセル宛書簡では、妻の病についてはふれておらず、ジュネーブに着くのは、予定通り八月二五日とされているからである。

妻の持病は月一回の子宮痛である。

- (22) コラール宛八月二五日付書簡。
(23) Tocqueville, *op. cit.*, p. 183.
(24) *Ibid.*
(25) こうした経過については、J. Ch. Biaudet, *La Suisse et la Monarchie de Juillet*, 1945, chap. 3, の点本稿第四節でより詳しく扱う予定である。
(26) Tocqueville, *op. cit.*, pp. 187-88. チューリッヒ近辺は最も(軽)工業の発達している所であった。
(27) ポーモン宛九月五日付書簡。
(28) ケルゴレ宛九月二日付書簡。
(29) ポーモン宛九月五日付書簡。七月六日付のポーモン宛(また同日コルセル宛)書簡では、ジュネーヴにつく予定は八月二五日であったが、おおはばにおくれたといつてよい。おそらく妻の湯治のため、予定がくるつたのであろう。
(30) ポーモン宛同書簡。
(31) ケルゴレ宛一〇月一〇日付書簡。
以上の旅行日程は、トクヴィルが友人に宛てた書簡の日付、及び発信地、それに彼が書いたノートの日付及び場所によつており、前者をまとめてここにあげておく。
- 六月一四日ポーモン宛
七月六日ポーモン宛
同日コルセル宛
同日コルセル宛
一六日ケルゴレ宛
二七日コルセル宛
三〇日ポーモン宛
八月 五日ケルゴレ宛
二五日コラール宛

九月 二日ケルゴレ宛

二一日リーヴ宛

一〇月一〇日ケルゴレ宛

(32) コルセル宛七月二十七日付書簡。

(33) 同。

(34) 同。

(35) ケルゴレ宛一〇月一〇日付書簡。

(36) Biaudet, *op. cit.*, pp. 13-14. フランスの外務大臣(セバステリアニ)は、スイス政府に対し、フランスは不介入の立場である、もし他国(まぎれもなくオーストリア)が介入することがあれば、これに対抗してスイスを援助する用意があるといわしめている。一八三一年一月五日ジョゲ宛書簡。

(37) 例えば、André Jardin and André-Jean Tudesq, *Restoration and Reaction, 1815-1848*, 1983, P. I, chap. 6. ティエールは内相として国内の過激派の動きを封じ(一八三年九月法)、首相となつては、国際的な革命運動の動きを抑え、この面ではメッテルニヒの政策に一致した。が他方、スペインにおいては、反動派の動きに対し、自由主義勢力を積極的に支援しようとし、国王はこれを認めず、ティエールを辞任せしめる。「ティエールの対外政策は初めから混乱したものであった」。ただ一貫していたのは「フランスの栄光」のための行動である。Nassau Senior, *Conversations with M. Thiers, M. Guizot, and other distinguished Persons*, Vol. I, p. 117.

(38) *Circulaire du Directoire fédéral aux États confédérés*, 22 juin 1836. B. A. Vorort, 273 : 502 ; Biaudet, *op. cit.*, pp. 323-24.

(39) Biaudet, *op. cit.*, pp. 341-42.

(40) 本稿第四節参照。

(41) トクヴィルはこれ以外に、スイスの歴史について、それを要約的に述べている。これを紹介しておこう。

スイス共和国は中世の誓約同盟(一三〇七年)に起源をもつとされる。が当時各地方間に共通性はなかつた。「各邦は共通の主義のために行動しようとした時にも、類似した法や習慣をとりいれようとせず、むしろ互に相異なる方向をとろうとし

た。「独立の旗を掲げたのは山間部の人たちであり、住民は土地所有者ではあったが、財産は均等、すべてが質素で、読み書きもあまりできなかつた。やがて同盟に加わってくる高地アルプス地方（アペンツェル、グラルス、ザンクト・ガレン）の住民は元からの邦の住民に類似していたが、平原地方の住民になると変ってくる。一三五一年に同盟に加わったチューリッヒは商業的な文化の高い都市で、豊かなブルジョワジーや貴族がいた（後者はほどなく追い払われる）。市の周辺には領主の支配下に農民がいたが、領主自身市に従属的であるか、市から移ってきたかである。バーゼルは後から同盟に加入した邦であるが、チューリッヒに似ている。ベルンも早くから同盟に加入していたが、チューリッヒと性格を異にし、商業都市ではない。ブルジョワジーと貴族がいるが、貴族が土地の一部をもち、民衆と結んで権力を握っていた。

こうしてトクヴィルによれば、同盟ははじめからこうである。「小村落からなる国家と大都市に支配される国家、粗野と無知に近い質素な風習が支配する国家と当時のヨーロッパ並に洗練され開けた国家、軍事的というよりは商業的な国家と、本質的に軍事的でまったく商人のいない国家、限りなく民主主義的な国家、アリストクラシーが大きな力をもつ国家、とがあつた」。こうして各邦は互に理解することなく共存したし、しばしば武器をとって争いもした。

抗争は宗教改革の時から一層激化する。最初改革宗教は、ツヴィングリによりチューリッヒで説かれ、ベルン、バーゼルその他西部諸邦がこれに加わつた。他方、高地アルプス及び西部深谷地帯の邦（シュヴィーツ、ウーリ、ウンターバルデン、ルツェルン、トウーク）はカトリックとして結合する。こうして相異なる文化をもつ人々が相異なる宗教を抱き、互に争うこととなる。「不幸なことに」、両陣営の力は等しくなく、プロテスタント陣営の方がはるかに人口が多く、豊かで、かつ文明が進んでいた。他方カトリックの側は「なお生々とした英雄時代のスイスの思い出」に生きていた。こうして彼らは武器をとって争い、そうでない時にも余り接触しなかつた。対立する陣営と手を結ぶよりは、外国勢力であっても同じ宗教をもつものと手を結んだ。こうしてフランス革命時まで至る。

今日では一六世紀の時よりも国民として一致して一つの政府に服するようになりはしたが、まだ統一的な政府をもたないばかりか、様々の要因によつて、各邦は互に異なり、互に対立している。（このパラグラフについては、後述註63参照）。

(42) 田口晃『スイス現代史』（『世界現代史』25）二七一―二七三ページ参照。

(43) バーゼル、ヌーシャテル、シュヴィーツの三邦であり、これらの邦でも激しい動きがある。後述五六九ページ参照。

(44) コルセル宛七月二七日付書簡。この中でトクヴィルは、スイス・デモクラシーの未熟さの理由についてこういつている。

「スイスの邦の大部分において、地方自治体の自由がごく新しいということである。都市のブルジョワジーは地方を統一しており、それはあたかもフランスでは王権がそうしているのと似ている。わが王権による集権化(ティエール氏のいうごとく、ある偉人の主作品)のように、自分たちの行動に口を出されることにがまんがならないブルジョワたちの小集権化である」。トクヴィルはベルンには七月二五日前後に着いたのであり、バーゼルに着いたのは一七日頃と思われるから、ベルンに着くまではあるいはバーゼル近辺の政治の動きをみたのかもしれない。前述したように、バーセルにおいては、都市バーセルに対し、農村バーゼルが反乱を起し、秩序維持のため同盟軍が派遣されていた。都市バーゼルは譲歩せず、そのため邦は分裂したのである。同盟議会での票決権は双方それぞれ二分の一の一票と数えられた。トクヴィルはこの奇妙な現象に着目したのかもしれない。なおチューリッヒの場合は都市部は農村部に妥協した。

(45) Tocqueville, Rapport fait à l'Académie des Sciences Morales et Politiques, le 15 Janvier 1848, sur l'Ouvrage de M. Cherbulier, intitulé : *De la Démocratie en Suisse*, Appendice, *De la Démocratie en Amérique* (N^o D. A. と略す) t. II, p. 353.

(46) Tocqueville, *op. cit.*

(47) *Ibid.*

(48) 以下、一八三六年八月一七日付ノート。

(49) ランズゲマインデが行われていた邦の住民は、一八世紀中頃では全人口一八四万七〇〇〇人中の七分の一ていどにすぎない。スイスでよく行われてきたのは、ランズゲマインデではなくて、単に投票するだけの《半直接民主制》であり、それは住民投票ないし国民投票と、イニシヤティヴであつて、何れも七月革命以後のものである。

トクヴィルは上掲「リポート」の中で、スイスの有名な直接民主制なるものを、一部の農村的な小さい邦で行われているにすぎないことを力説している。彼はこの直接民主制を、彼が極めて高く評価したアメリカにおける自治体での活発な政治とは比べられないとみたのであろう。

(50) Tocqueville, D. A., t. I, pp. 194-201. なお、小川晃一、同二七四—七七ページ参照。また小川「デモクラシーの原型——トクヴィルを中心にして」、斎藤真編『民主制と権力』(『統合研究アメリカ』)参照。

(51) 「ノート」一七六ページ。

- (52) 同一七七ページ。
- (53) コルセル宛前掲書簡。
- (54) Tocqueville, *D. A., t. I, pp. 58—59.*
- (55) 前註41参照。
- (56) 憲法第一条にはこうある。「ヘルヴェティア共和国は一にして不可分の国家を形成する。も早カントンと臣従地域の国境は存在しないし、カントンとカントンの間の国境も存在しない。祖国の統一と利害の統一とが不均質、不平等、不均衡で、かつ狭小な地方性と郷土愛的偏見にとらわれた諸地域を集め、行きあたりばつりに統治されてきたゆるい絆の後を継ぐものである。」
- (57) メッテルニヒは初め、一八一五年の条約によって、その条約に署名した列強の同意なしには、同盟協約が変えられない、と主張していた。しかし列強は、その条約によって、スイスの中立と領土保全とを保障したが、同盟協約そのものにはふれず、同盟協約を保障したわけではない。その条約の成立の日付からしても、この保障が中立と領土保全の条約にされてはいない。メッテルニヒはやがてイギリスとフランスの圧力によって意見を変える。第四節参照。
- (58) 後述五六九、五八一—八二ページ参照。
- (59) 田口、同。
- (60) 駐スイス大使リユミニエーの一八三二年九月八日付書簡。
- (61) 前註44参照。
- (62) 一八三三年三月一四日付リユミニエーの外相プロイイ公への書簡。
- (63) 改正を論議する特別会議の後、改正草案はさらに妥協を重ねるが、十分な賛同をえられない。ザルネン同盟邦以外に、ティチノ、ヴァレレー、ツーク、アペンツェルが反対し、ヴォーが反対に廻る。アールガウも加わる（これには経済的動機が重要であった）。なお、註65参照。
- トクヴィルはスイスの歴史を述べた八月一五日付のノートではこういつている。Tocqueville, *Voyages*, p. 175.
- カトリックの邦は、スイスの中でも小さいが、また最も活動的であつて、憲法を改正して政府の権力を強化するようにはせしめられない。というのは、より強力な連邦権力は、敵対する宗教をもつばかりか、いまだ顕著に異なる考えや風習や文明

をもつ大きなカントンによりほほまぢがいなく行使されがちとなるからである。こうして野心、宗教、風習が合さつて、小カントンは、同盟協約のいささかの變更にも同意していかない。

(64) 改正に大きな打撃となつたのは、——ヴォーとともに——とりわけルツェルンにおける人民投票での敗北であつた。改革派の油断のためでもあつたが、カトリックが勢力をまき返すためにすさまじい運動を展開したのである。また改正草案のなまぬるさに、急進派も反対に廻つてしまった。

(65) 前註63参照。なお、ヴォー——カトリックの邦であるが、また——その他では、もろもろの集権化によつて、郵便からの収入が、また例えばローザンヌではブドー酒消費税や通行税が奪われるのではないかという恐れが働いたという。

(66) Tocqueville, *D. A.*, t. I, p. 159.

(67) Tocqueville, *op. cit.*, pp. 171—72.

(68) Tocqueville, *op. cit.*, p. 159.

(69) Tocqueville, *op. cit.*, p. 160.

(70) Tocqueville, *op. cit.*, p. 160, note.

(71) Tocqueville, *op. cit.*, p. 160.

(72) Tocqueville, *op. cit.*, p. 159.

(73) Tocqueville, *op. cit.*, p. 160.

(74) Tocqueville, *op. cit.*, p. 159.

(75) Tocqueville, *op. cit.*, pp. 159—61.

(76) Tocqueville, *Voyages*, p. 177.

(77) Tocqueville, *op. cit.*, pp. 182—84.

(78) Tocqueville, *D. A.*, p. 163. 参照。

(79) 一八四七年には、カトリック保守派七邦が結成した分離同盟の側（八万の兵力）と、この分離同盟の解散を求める同盟会議派（二〇万）とが衝突する。結果は同盟会議派の勝利であり、翌年より中央集権化された連邦制国家が形成される。